

1 宅地建物取引士証の書換（氏名を変更した場合等）

提出先：（公社）山梨県宅地建物取引業協会 甲府市下小河原町237-5 TEL：055-243-4300	
提出書類	
宅地建物取引士証書換え交付申請書	1部（様式第七号の四）
顔写真	1枚（縦3cm×横2.4cm 顔2cm程度） 6ヶ月以内に撮影したカラー、無帽、正面、上半身、無背景 ポラロイド写真や劣化の可能性のあるものは不可
変更登録完了通知（ハガキ）	事前に県建築住宅課へ「宅地建物取引士資格登録簿変更届」を提出することが必要です。 変更届が受理されると「変更登録完了通知（ハガキ）」が郵送されます。
現在所有する取引士（旧主任者）証	新しい取引士証受領の際、提出ください。

2 宅地建物取引士証の再交付（紛失・汚損・切替交付の場合等）

提出先：（公社）山梨県宅地建物取引業協会 甲府市下小河原町237-5 TEL：055-243-4300	
提出書類	
宅地建物取引士証再交付申請書	1部（様式第七号の五）
顔写真	1枚（縦3cm×横2.4cm 顔2cm程度） 6ヶ月以内に撮影したカラー、無帽、正面、上半身、無背景 ポラロイド写真や劣化の可能性のあるものは不可
山梨県収入証紙	4,500円（宅建協会でも販売しています）
警察への遺失物届出証明書等及び顔末書	1部 紛失の場合
現在所有する取引士（旧主任者）証	汚損・破損・切替交付の場合 新しい取引士証受領の際、提出ください。

問い合わせ先

（公社）山梨県宅地建物取引業協会 TEL 055-243-4300
山梨県県土整備部建築住宅課企画担当 TEL 055-223-1730